

令和4年度「ボランティア活動コーナー」 (ロッカー・メールボックス) 利用のしおり

このしおりは、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」）が、ボランティア活動コーナー（ロッカー・メールボックス）の利用について定めたものです。グループで共有していただきますよう、お願いします。

1. ボランティア活動コーナー、ロッカー及びメールボックスに関する共通事項

- (1) 利用期間は令和4年4月2日（土）9時30分から令和5年3月31日（水）17時30分までとします。
- (2) 利用時間は、原則、かながわボランティアセンター開所日の9時30分から17時30分までとします。
- (3) 施設管理上、県社協がロッカー・メールボックス内を確認する場合があります。
- (4) ロッカー・メールボックスの収納物は、利用グループの責任において管理してください。万一、紛失、破損等がありましても、県社協は収納物についての一切の責任を負いません。
- (5) 利用期限までにロッカーおよびメールボックス内を空の状態にしてください。毎年4月1日に県社協が、状況確認の上、収納物の撤去が行われていない場合は、撤去作業を行います。
※毎年3月25日から3月31日の間に、事務局に予約の上、荷物をお出しください。（期間中、ボランティア活動コーナー内に荷物を置く机を設置いたします）
- (6) 次年度の利用を希望される場合は、改めての申請が必要です。
年度内に1回、次年度分の申込みを募集します。本会が定める募集期間にお申込みください。
- (7) 利用を中止される場合は、県社協へご連絡ください。
- (8) 原則、活動コーナー内での飲食は禁止です。（但し、水分補給程度の飲料は除く）

2. 利用対象グループについて

- (1) 12階のボランティア活動コーナーで月に1回以上活動するボランティアグループ。（個人の利用登録はできません。）
- (2) 政治又は、宗教活動や反社会的活動を目的とするグループの利用は認めません。
- (3) 営利を目的とするボランティア活動は認めません。

3. ボランティア活動コーナー、ロッカー・メールボックスの申請について

- (1) 申請は1グループ1回とします。
- (2) ボランティア活動コーナー、ロッカー・メールボックス利用について、年間利用料500円をいただきます。
- (3) ボランティア活動コーナーを利用するグループにロッカー・メールボックスを貸し出します。
- (4) ロッカー・メールボックスの貸し出しは、原則1グループにつき、大ロッカーを1個（12グループ）、もしくは、小ロッカーを2個（18グループ）以内とします。
- (5) ロッカー・メールボックスについては先着順にて県社協が割り当てさせていただきます。

4. ボランティア活動コーナー、ロッカー・メールボックス利用の注意点について

- (1) ボランティア活動コーナーは、机を4つとし、1机に4人までとします。
- (2) 利用時間については、下記の通りとします。(準備、消毒も含む2時間以内)
午前 9:30～11:30
午後 13:00～15:00、15:30～17:30
※利用時間内に換気時間を設ける。
- (3) メールボックスは、郵便物・FAXの受信に利用するものとします。物品の保管などは、ロッカーをご利用いただくか、各自で保管してください。
- (4) グループの案内などに、ボランティアセンター内にグループ事務所があると誤解を招くような表記はさけてください。(メールボックスをグループの所在地に使用しないでください。)
- (5) メールボックスを利用する郵便物の宛先は、次のとおりとしてください。

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 神奈川県民センター12階

かながわボランティアセンター気付No. △△ (メールボックスの番号)

〇〇〇〇〇 (グループ名)

- (6) かながわボランティアセンター気付で届いた郵便、受信したFAXは、県社協がメールボックスに入れます。ただし、現金書留、配達証明、請求書等の取次は出来ません。
- (7) 宅配便による物品の受領(預かり)は、原則できません。やむを得ず宅配便を利用する場合は、予め県社協へ相談してください。

5. 感染予防について

- (1) ボランティア活動コーナーを使用する前の検温、手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの徹底をお願いします。
- (2) 活動後、使用者はテーブル、椅子等の消毒をお願いします。
- (3) 活動の際に利用票の記入(体調チェック表を含む)と提出をお願いします。

6. 個人情報の取り扱いについて

- (1) ご記入いただきました個人情報は、本目的以外には、利用しません。
- (2) ただし、グループへの問い合わせが県社協にあった場合は、「ボランティア活動コーナー(ロッカー・メールボックス)利用グループ整理票」内の外部からの問い合わせ方法に即して対応します。

7. その他

- ロッカーの使い方について、破損やけがの原因になりうる使い方はお避け下さい。
- ロッカー及びメールボックスの鍵を紛失した場合、現状復帰にかかる実費を負担していただきます。

【事務局】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
地域福祉推進部 地域福祉推進担当
(かながわボランティアセンター)

TEL: 045-312-4813

FAX: 045-312-6307

mail: kvc@knsyk.jp

受付時間: 9時～17時